

嫁し、殆んど傍觀の態度である。

我等は第七回大會に於いて、失業防止及救済策として、金解禁は平價を切下げて行ひ以つて産業界に與ふる衡學を少からしめ、八時間労働制を實施して、なるべく多數に労働の機會を與へ、婦人幼年の坑内作業を禁じて、成年男子労働者の失業を緩和し、公益に關係ある事業を起して失業者を吸収し、失業保險法を制定して失業者に最低の生活を保證し、その立案實施に至る迄は失業手當金を給與すべしと決議した。

今日に於いても、これ以外に、差し當り良策は見當らぬのであるが、濱口内閣は、其何れにも對しても不誠意、不熱心であつて、これに期待すること不可である。彼等は口を開けば、失業問題は世界的現象であると云ふ。然し乍ら他の産業文明國に於いては、失業保險法其他の制定に依つて、失業者は、兎に角最低生活が保障されて居るのであつて、我國のそれと同日の談では無い。我等は我等の同胞が日々夜々、失業者として街頭に投げ出されつゝある現實を見ては、座して之を傍觀して居る譯けには行かない。あらゆる手段と方法を以つてこれが防止と救済を絶叫し、之に反對するものと戦はねばならぬ。

濱口内閣が、金解禁後の唯一の對策として、産業合理化を明導して居る。もとより、合理化そのものに誰も反對するものは無いのであるが、合理化の進行過程に於いて、不常に労働階級の犠牲が要求され、合理化の利益は資本家階級に獨占されるが如きは、所謂「合理化」運動であつて、眞の合理化運動では無い。我等は合理化運動が資本主義經濟組織の必然的傾向として、労働者及消費者の搾取の強度化もたらすものであるとの前提に立つならば、どうしても、この傾向の阻止は、労働者の團結に俟たねばならぬ。無産政黨と労働組合の發達は此意味に於いても極めて重要であるが、前者はしばらく置き労働組合の發達なくしては、箇々の工場、産業内に生起しつゝある合理化現象を批判し、是正することは絶対に不可能であると云はねばならぬ。故に、合理化運動の進展と相俟つて、労働組合組織は擴大され、同時に之が地位は保證されなければならぬのである。茲に労働組合法制定の必要なる理由がある。労働組合法の運命は知るべからざるものとなつたが、我等は飽くまで、資本家階級の我利的態度と戦ひ、完全なる労働組合法を制定せしめねばならぬことは云ふ迄も無いところだ。

第八回大會報告書を見るに、加盟諸組合は、幾多の困難と戦ひつゝも、その内容は漸次充實しつゝあることが認められる。我等は外に向つて叫ぶ時、内も亦省みなければならぬ。結局に於いて自己の成長發達實力の充實が根本條件であるからである。この親易き道理が分かつて居る様で居ないのが我國の労働組合運動の一病癥である。この點に就いて我加盟組合が、着々努力しつゝあることは、我等の極めて愉快に思ふところである。

最後に、第六回大會に於いて決議されたる日本労働會館建設運動が、第一期の事業を終りたるに對し、組合員諸君の絶大な努力を感謝し、今後の奮闘を祈るものである。

昭和五年十月

日本労働總同盟

關東労働同盟會

會長 松岡駒吉